

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業 運 営 規 程

第 1 章 総 則

(目的及び基本方針)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人健睦会が設置運営する指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）は短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を受ける者（以下「利用者」という。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。

2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

3 事業を運営するに当たり、地域と家族との結びつきを重視し、保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

4 施設を運営する法人の役員及び施設の管理者その他の従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」をいう。）であってはならないものとする。

5 施設は、その運営について暴力団員等の支配を受けてはならないものとする。

(事業所)

第 2 条 名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 特別養護老人ホームフロイデ滝野

(2) 所在地 兵庫県加東市下滝野字高倉 1 2 8 3 番地 3 7

(利用定員)

第 3 条 施設の利用定員は、8名とする。

第2章 職員及び職務内容

(職員の区分及び職務内容)

第4条 施設に次の職員を置く。

(1) 管理者(施設長) 1名(兼務)

管理者は業務を総括し、適切な事業の運営が行われるよう職員を指導監督する。

(2) 介護職員 4名以上

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(3) 看護職員 1名以上(兼務)

医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、保健衛生業務並びに利用者の機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

(4) 医師 1名(嘱託)

利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(5) 栄養士 1名(兼務)

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

(6) 調理員(業務委託)

2 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

第3章 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護 の内容及び利用料

(介護内容)

第5条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 身体介護

1週間に2回以上入浴、清拭を行い排泄には適切な見守り一部介助、全介助を行う。離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。

(2) 食事の提供

利用者に提供する食事はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養成分を含み且つ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、消化、吸収の実をあげるように努める。利用者の食事は、自立の支援を目指し、できるだけ離床して食堂で喫食するように配慮する。

(3) 健康管理

管理者又は医師及び看護婦は常に利用者の健康に留意し、必要に応じて検査

等を実施し、適切な措置を講ずるとともに、その記録を整備しておくものとする。

(4) 機能訓練

利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の維持のための機能訓練を行う。

(5) 相談・援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族からの相談に応じるとともに、適切な助言、必要な援助を行う。

(6) 社会生活上の便宜の提供等

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。また、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(7) 利用者に関する保険者への通知

利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。

ア 正当な理由なしに、利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

イ 偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(事業の利用料及びその他の費用)

第6条 事業の利用料は介護報酬の告示上の額とする。

(1) 自己負担額としては、保険より支払われる額を差し引いたものを徴収する。

(2) 滞在費 ① 個室（従来型個室） 1,231 円（日額）

 ② 多床室（2人部屋） 915 円（日額）

(3) 食費 1,545 円（日額）

(4) 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用を徴収する。

(5) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用を徴収する。

(6) 送迎に要する費用を徴収する。

(7) その他日常生活費等については、次のとおりとする。

日常生活費徴収内容	金額
理美容料	実費 (料金表による)
クラブ活動等材料費	実費 (費用発生時)
日常生活用品購入代行（購入依頼のあった品物）	実費 (費用発生時)

（事業の実施区域）

第7条 事業の実施区域は原則として加東市内とする。

第4条 運営に関する事項

（サービス利用の留意事項）

第8条 利用者が事業の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

（内容、手続き説明及び同意）

第9条 事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族等に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

（事業の開始及び終了）

第10条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅においての日常生活を営むのに支障がある者を対象に、サービスを提供する。

2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

（提供拒否の禁止）

第11条 事業の利用申込みがされた場合は、正当な理由なく介護の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービス提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の事業者等を紹介し、その他必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第13条 事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、サービスを提供するよう努める。

(要介護認定等の申請時に係る援助)

第14条 事業のサービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 居宅サービス計画が作成されていない場合には、要介護認定等の申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する30日前には行われるように、必要な援助を行う。

(心身の状況の把握)

第15条 事業の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第16条 事業の提供の開始に際し、サービス計画が作成されていない場合には、当該利用申込者又はその家族に対し、施設においてサービス計画の作成を居宅介

護支援事業者に依頼する旨を保険者に対し届け出ること等により、事業の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明する。

- 2 居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること。その他の法定代理受領サービスを行うための必要な援助を行う。

(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第17条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供する。

(サービス提供の記録)

第18条 事業を提供した際には、当該事業の提供日及び内容、当該事業について利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(保険給付の償還請求のための証明書の交付)

第19条 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した事業の内容、費用額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(事業の取扱方針)

第20条 事業は、ご利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知の状況等利用者の心身の状況を把握して、日常生活に必要な援助を適切に行う。

- 2 事業を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 3 事業の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 事業の提供に当たっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(サービス評価の作成)

第21条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握して、事業の提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービス目標、達成時期、サービス内容及び留意事項を盛り込んだ介護計画を作成する。

2 管理者は、介護計画を作成する場合には、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容などについて説明し同意を得る。

3 介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。

(掲 示)

第22条 事業を行う事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第23条 事業に従事する職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第24条 事業者は、居宅介護支援事業者並びにその職員に対し特定の利用者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益の供与を行わない。

(苦情処理)

第25条 提供した事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。

2 提供した指定短期入所生活介護に関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善

を行う。

(従業者の質の確保)

第26条 事業者は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年10回

(就業環境の確保)

第27条 事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第28条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用水等について、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講ずる。

2 施設は、施設館内において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染防止委員会を定期的で開催するとともに、その結果を職員に周知徹底すること。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的
に開催する。

(会計区分)

第29条 事業の根拠となる事業所ごとに経理を区分するとともに施設介護の会計と他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第30条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 利用者に対する介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時における対応)

第31条 現に介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第32条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 利用者に対する介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続)

第33条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第34条 施設は、入所者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 虐待防止のための指針の整備と見直し
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る

2 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所

者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第35条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年2回以上実施する。消防法に準拠して消防計画を別に定める。

2 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(法令との関係)

第36条 この規程に定めないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年12月13日から施行する。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年11月21日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(消費税増税に伴う形式的変更のみ)

附則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。